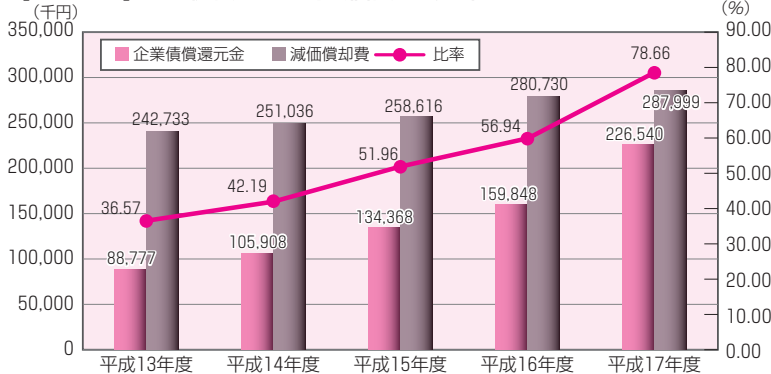


企業債償還元金と減価償却費のバランス

企業債償還元金の方が減価償却費よりも多くなると、償還するための資金がなく、純利益にその財源を求めなければならないことから、これらのバランスを見ることにより財政の安定度を図ることができます（【グラフ2】参照）。

市の場合、この比率が増加の傾向にありますが、現在は企業債の借り入れを抑え、安定した経営を行うように努めています。

【グラフ2】企業債償還元金対減価償却費比率



給水量と給水戸数の状況

◎給水の状況

炊事や洗濯、入浴など、わたしたちの生活に欠かせない水は、どのくらい使われているのでしょうか。

平成17年度末の行政区域人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）が5万3,707人に対し、給水人口5万2,672人で、水道普及率が約98%となっており、市内のほとんどのご家庭に水道水を供給していることとなります（【グラフ3】参照）。

◎給水戸数の状況

給水戸数は、家事用・家事用以外・公衆浴場用・臨時用の4つの用途に分けています（【表3】参照）。

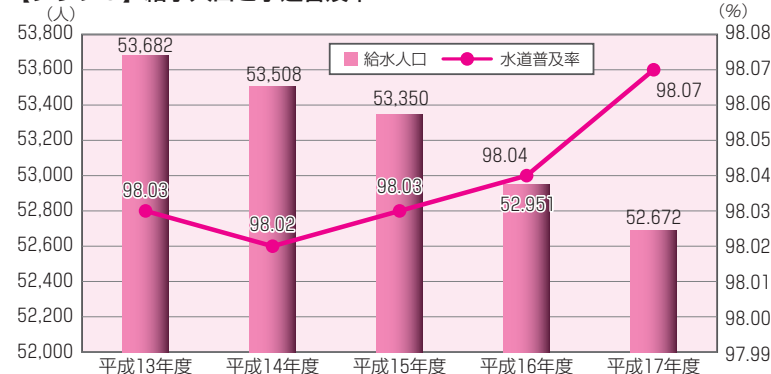
家事用の給水戸数は、2万戸を超え、給水量は約346万立方メートルの水を供給しました。

家事用以外の給水戸数は、ここ数年増減が微少で、給水量が平成13年度と比べ、大きく減少していることがわかります。

家事用以外の給水量の減少は、長引く景気の低迷が大きく影響していると考えられます。

臨時用の給水量は、道路などの工事に水を使用したものです。

【グラフ3】給水人口と水道普及率



【表3】用途別給水戸数と年間給水量

| 用途区分 | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | | 平成17年度 | |
|---------|----------|-------------------------|----------|-------------------------|----------|-------------------------|----------|-------------------------|----------|-------------------------|
| | 給水戸数 (戸) | 年間給水量 (m ³) | 給水戸数 (戸) | 年間給水量 (m ³) | 給水戸数 (戸) | 年間給水量 (m ³) | 給水戸数 (戸) | 年間給水量 (m ³) | 給水戸数 (戸) | 年間給水量 (m ³) |
| 家事用 | 19,994 | 3,502,724 | 20,123 | 3,485,625 | 20,103 | 3,465,159 | 20,354 | 3,499,471 | 20,460 | 3,462,997 |
| 家事用以外 | 1,306 | 1,088,575 | 1,326 | 987,811 | 1,306 | 993,613 | 1,329 | 985,651 | 1,326 | 944,356 |
| 公衆浴場用 | 4 | 50,211 | 4 | 42,413 | 4 | 40,383 | 4 | 39,991 | 3 | 35,798 |
| 臨時用 | 27 | 2,324 | 145 | 4,468 | 81 | 2,898 | 87 | 4,249 | 46 | 1,824 |
| 合計 | 21,331 | 4,643,834 | 21,598 | 4,520,317 | 21,494 | 4,502,053 | 21,774 | 4,529,362 | 21,835 | 4,444,975 |
| 1日平均給水量 | 12,723 | | 12,384 | | 12,301 | | 12,409 | | 12,178 | |

水道料金滞納により給水を停止する場合

給水停止は、納入通知書の納入期限を過ぎてもお支払いいただけない方に対し、数回にわたる料金支払いのお願いを行ったにもかかわらず、お支払いがない場合にやむを得ず行うものです。

給水停止は、水道法第52条第3項と登別市水道事業条例第40条の規定に基づき行います。

水道料金の納入方法

◆納入通知書による納入

2カ月に1度、検針月の翌月15日過ぎに納入通知書を郵送しますので、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、水道グループ・各支所の窓口でお支払いください。

※検針業務は、胆振幌別川から登別方面が奇数月に、胆振幌別川から鷲別方面が偶数月に行っています。

◆口座振替による納入

2カ月に1度、検針月の翌月23日（23日が土・日曜日、祝日の場合は次の平日）に指定の口座から引き落とします。

なお、23日に引き落としできなかった場合は、その翌月の5日（土・日曜日、祝日の場合は次の平日）に再度、引き落とします（郵便局を除く）。

◆口座振替申込方法

『水道・下水道使用水量・料金のお知らせ』または『納入通知書』と預金通帳、金融機関お届け印を持参し、金融機関の窓口または水道グループでお申し込みください。

問い合わせ

水道グループ

☎5501 FAX5805
Eメール: gyomu@city.n
oboribetsu.hokkaido.jp